



2022年8月30日

## 海力株式会社

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-1-17 鈴与日本橋ビル 7 階

Tel: 03-5846-9515 Fax: 03-5846-9516

Mail: [info@kairiki-ships.com](mailto:info@kairiki-ships.com) URL: <http://kairiki-ships.com/>



KC No. 007

各位

## USCG NAVIGATION AND VESSEL INSPECTION CIRCULAR NO. 02-24 の 発行について

USCG より、2024 年 2 月 21 日に NAVIGATION AND VESSEL INSPECTION CIRCULAR NO. 02-24(NVIC 02-24)が発行されました。

内容は、セキュリティ侵害(BOS)、不審行為(SA)、運輸保安インシデント(TSI)、インターネット詐欺などへの報告要件に準拠するためのガイダンスの提供です。

このガイダンスにおいて、サイバーインシデントの報告要件は連邦規則 33CFR Part 6 で定義されているあらゆる船舶、港湾、ウォーターフロント施設(\*1)に対し適用されることが強調されています。

(\*1: 棧橋、埠頭、ドック、または類似の構造物、および海軍工廠、基地、射場を含む土地、水域、隣接する建物、およびその上または中の設備および資材)

### 【概要】

1. アメリカMTSA 法及び同法施行規則において、規制対象機器へのBOS・SA・TSI及びコンピューターやネットワーク関連のサイバーインシデントについて報告することを義務付けています。
2. NVICはBOS・SA・TSI・サイバーインシデントを定義し、MTSA 利害関係者/規制対象事業体に対し、管轄当局への適切なサイバーインシデントの報告方法についてガイダンスを提供しています。

### 【推奨される対応】

1. 総トン数100 超の米国外国貨物船および米国籍貨物船、移動式海洋掘削ユニット、SOLAS 第XI-1 章またはXI-2 章の対象となる貨物船または旅客船、33 CFR 104.105 に該当するその他船舶において、本ガイダンスの報告手順を、対象船舶および船舶保安計画(SSP)へ含めることを検討する必要があります。
2. 33 CFR Part 105 にて規定される対象施設を運営するお客様については、施設保安計画にて本ガイダンスの報告手順を含める、または適切に参照する必要があります。

[原文はこちら](#)

United States Coast Guard (USCG)

NAVIGATION AND VESSEL INSPECTION CIRCULAR NO. 02-24 (NVIC 02-24)

お困りごとがございましたら、弊社までお気軽にご相談ください。